

幼児教育・保育の無償化について

- **3歳児クラス（満3歳になった後の最初の4月以降）から5歳児クラスまでの子どもは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償となります。**

- （注1）認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- （注2）認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業等、複数利用の場合は、合計金額が上限に達するまで無償化の対象となります。
- （注3）無償化の対象は利用料です。給食費、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。ご注意ください。

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

- （注）「保育の必要性の認定」の要件については、保護者のいずれかが1カ月に64時間以上の就労している場合や妊娠・出産後間もない場合、疾病・障害、介護・看護、求職活動（90日間）、就学があります。

- 都道府県等に届出をした**認可外保育施設**（一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育所等）のほか、**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象**です。

- （注1）利用している幼稚園等で預かり保育が実施されていない、もしくは、利用している幼稚園等の開園状況が一定の基準（平日の開園時間が8時間、年間200日）未満の場合、併用して認可外保育施設等を利用した場合、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。舞鶴市では当てはまる施設はありません。
- （注2）市から「確認」を受けた認可外保育施設が無償化の対象となります。市から「確認」を受けていない施設等を利用しても、無償化給付を行うことができませんので、ご注意ください。

【無償化に係る手続きのイメージ】



認可外保育施設 等

※無償化の対象となる「特定子ども・子育て支援施設」であることの確認を市から受ける必要があります。

①利用契約

③領収証等の発行

②利用料の支払い



保護者の皆様

④施設等利用費の請求

⑤施設等利用費の支払い
(月額上限37,000円まで)



市区町村

※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。

※手続等の詳細については、下記の問い合わせ先までご確認ください。

問い合わせ先：〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市 健康・こども部 こどもまんなか室 乳幼児教育推進課

TEL：0773-66-1009

FAX：0773-62-9897